

○ゴミポストに係る監視カメラ等の設置及び運用に関する要領

平成26年12月20日制定

令和2年8月15日改正

令和5年3月18日改正

ゴミポストに係る監視カメラ等の設置及び運用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、日吉台共有施設管理組合（以下「組合」という。）が設置し、又は管理する監視カメラ等の設置及び運用に関し、個人情報 の適正な取扱いを確保し、ゴミポスト周囲のごみの不法投棄を防止するとともに、ごみをゴミポストへ投入する場合における組合のルール の周知徹底を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 監視カメラ等 組合が前条の目的を達成するために設置する監視カメラで、特定の場所に継続的に設置され、かつ、特定の個人を識別できる画像を撮影する可能性があり、録画装置のあるものをいう。
- (2) 個人情報画像 監視カメラ等により記録された画像のうち、当該画像から特定の個人を識別できるものをいう。

(設置場所等)

第3条 監視カメラ等の設置場所及び台数は、次表のとおりとする。

種別	設置場所	ゴミポストの名称	台数
監視カメラ	富里市日吉台一丁目4番地	C-10	1台
監視カメラ	富里市日吉台四丁目19番地25	E-12	1台
監視カメラ	富里市日吉台二丁目4番地2	B-8	1台

(監視カメラ等の管理責任者の指定)

第4条 組合は、監視カメラ等の適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。

- (1) 管理責任者は、理事長とする。
- (2) 管理責任者は、監視カメラ等による個人情報画像の漏えい、滅失、又はき損の防止その他の画像の安全管理のために必要な措置を講じるものとする。
- (3) 管理責任者は、監視カメラ等の操作を行わせるため、操作取扱責任者を置くものとし、事務局長をもって充てる。
- (4) 管理責任者は、指定された者以外の監視カメラ等の操作を禁止するものとする。

(監視カメラの撮影範囲)

第5条 管理責任者は、設置目的を達成するために必要最小限の撮影範囲となるよう

に努めるものとする。

(監視カメラの設置の表示)

第6条 管理責任者は、監視カメラの撮影対象範囲の見やすい場所に、次に定める事項を表示するものとする。

(1) 「監視カメラ撮影中」等の監視カメラで撮影中である旨

(2) 組合名、管理責任者の職名及び連絡先

(録画装置及び画像表示装置の設置場所)

第7条 管理責任者は、録画装置及び画像表示装置の設置場所については、次の各号に掲げるところによるものとする。ただし、監視カメラの性能・性質又は防犯上の理由により、次の各号の規定によりがたい場合は、この限りでない。

(1) 録画装置を設置する場合は、施錠ができる組合の建物又は構築物に設置するものとする。

(2) 画像表示装置を設置する場合は、施錠ができる組合の建物又は組合の事務所内で、関係者以外の者が見通せない場所に設置するものとする。

(個人情報画像の保存)

第8条 個人情報画像の保存は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 管理責任者等は、個人情報画像を保存する場合は、当該画像を加工することなく、撮影時の状態のままで保存するものとする。

(2) 管理責任者等は、監視カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合を除き、個人情報画像を複製してはならない。

(3) 監視カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合で、管理責任者の許可を得た者でなければ、個人情報画像を記録したビデオサーバー、SDカード及びUSB等の記録媒体（以下「記録媒体」という。）を録画装置又は画像表示装置の設置場所以外に持ち出してはならない。

(4) 組合の個人情報画像の保存期間（重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間）は、原則として1週間とする。ただし、これによりがたい事情がある場合は、管理責任者が保存期間を別に定めるものとする。

(5) 管理責任者は、保存期間を経過した個人情報画像については、漏えい防止のため、これを確実かつ速やかに消去するものとする。

(6) 管理責任者は、記録媒体の廃棄に当たっては、破碎、裁断等の措置を講じなければならない。

(個人情報画像の利用及び提供の制限)

第9条 個人情報画像を、設置目的の範囲を超えて、組合以外の者に対して提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 法律の規定に基づく捜査機関からの求めに応じて個人情報画像の提供を行う場合で、個人の権利利益を不当に侵害するおそれのないとき。

(5) ごみの不法投棄を防止する目的で富里市からの求めに応じて個人情報画像の

提供を行う場合で、個人の権利利益を不当に侵害するおそれのないとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が、必要があると認めたとき。

(委託する場合の措置)

第10条 組合は、管理責任者又は操作取扱責任者が行う業務の全部若しくは一部を真空ゴミ輸送施設に係る業務委託を実施している事業者に委託することができる。

2 前項の規定により委託する場合は、契約書に委託を受けた者が遵守すべき事項を明記する等の必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、理事長が理事会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日前において、既に実行している監視カメラ等の管理及び運用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年8月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。